

平成29年度予算見積調書

課室名: こども安全課

担当名: 養護担当

内線: 3331

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
B146	児童福祉施設整備助成費		一般会計	民生費	児童福祉費	児童福祉施設費	児童福祉施設整備助成費	
事業期間	昭和38年度～	根拠法令	児童福祉法第56条の2、次世代育成支援対策推進法第11条、次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱(国)		挑戦項目 分野施策	010103 児童虐待防止・児童養護対策の充実		
1 事業概要 児童福祉施設の老朽化改修及び一時保護児童受入体制整備等を推進するため、社会福祉法人に対し、施設整備補助金を交付する。 (1) 児童福祉施設整備助成費 48,631千円			5 事業説明 (1) 目的 虐待等により家庭での養育が困難な児童に養育の場を提供するため児童福祉施設を確保する。 (2) 必要性 ア 地域小規模児童養護施設改築事業 地域小規模児童養護施設は、児童養護施設の分園であって、地域社会の民間住宅等を活用して、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実践する施設であるが、「不動岡の家」は建築後36年を経過し老朽化が著しいことから、改築に要する費用の一部を補助するもの。 イ 一時保護児童受入体制整備事業 一時保護された児童は、保護直後は心身が不安定であり、特に丁寧なケアとともに、落ち着いて過ごせる空間の確保が必要なことから、一時保護委託先となる児童養護施設等に当該児童のケアに適した居室等を整備する費用の一部を補助するもの。 (3) 事業計画 ア 地域小規模児童養護施設改築事業対象施設 地域小規模児童養護施設 1か所 イ 一時保護児童受入体制整備事業対象施設 児童養護施設 1か所					
2 事業主体及び負担区分 (国1/2・県1/4) 社会福祉法人1/4								
3 地方財政措置の状況 なし								
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500×1人=9,500千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との 対比
決定額	48,631	国庫支出金	37,656	県債	10,000		975	48,631
前年額	0						0	